利用者各位

社会福祉法人暁心会
みづまこどもえん

「苦情、要望等申し出窓口」の設置について

社会福祉法第８２条の規定により、社会福祉法人暁心会　みづまこどもえんでは利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

社会福祉法人暁心会　みづまこどもえんにおける苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることといたしておりますので、お知らせいたします。

記

１．苦情解決責任者　　國友　惠海
２．苦情受付担当者　　國友　裕子（副園長）
３．第 三 者 委 員　　川原　清一　　〒830-0073 久留米市大善寺町宮本 1517-2
☎ 0942－26－2639
淺山　行住　　〒833-0014 筑後市大字尾島 790-2
☎ 0942－53－3414

４．苦情解決の方法

⑴ 苦情の受付

苦情は面接、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

⑵ 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

⑶ 苦情解決のための話し合い。

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

イ．第三者委員による苦情内容の確認
ロ．第三者委員による解決案の調整、助言
ハ．話し合いの結果や改善条項等の確認

⑷ 福岡県運営適正化委員会

みづまこどもえんで解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員　会に申し立てることができます。

〒816-0804　春日市原町３－１－７クローバープラザ４階　福岡県運営適正化委員会
電　　話　０９２－９１５－３５１１